

## 大阪維新の会の「教育基本条例案」「職員基本条例案」の撤回を求める（談話）

大阪維新の会は8月22日、9月府議会に提出するとしている「教育基本条例案」「職員基本条例案」の「概要」を明らかにしました。

その内容は、「首長が公立学校の目標を定める」とするなど、政治の教育への介入をあからさまに宣言するものとなっています。また、校長の権限を強化し、校長による教職員の「相対評価」を導入、2年連続で最低評価となった場合は研修を受けさせ、改善しなければ免職にするなど、学校現場に上意下達を徹底しようとしています。

これは、戦後民主教育の根本原則である「教育の自主性」を真っ向から否定し、命令と処分による脅しで、時の政治家の意図を教育現場に押しつけようとするものであり、あってはならない教育への「不当な支配」そのものです。

このような体制は、「教育者としての良心」ではなく、「上からの命令」のみに忠実な教職員をつくり出すことにつながり、教育の活力を失わせ、教育をゆがめるものです。

また、校長を「学校をマネジメントする経営者」と位置づけ、「教育界の外部」から公募するとしています。学校長には、教育者としての視点が不可欠であることは言うまでもなく、「コスト」や「成果」を第1に追求するような校長がトップとなれば、学校は混乱し、本来の教育がゆがめられることは明らかです。

また、条例案は、「府立高校の通学区域を撤廃する」「定員割れが続く府立高校を統廃合する」などとしています。通学区の拡大は、今でも深刻な受験競争、偏差値による輪切りをさらに過酷にするものであり、子どもたちのストレスを増大させ、遠距離通学や不本意入学を助長するものです。また、偏差値による序列化、多段階の入試制度、私学の経常費助成改悪などの施策のもとで、「つくられた定員割れ」を理由に学校をつぶせば、「行き場のない子」が生まれ、子どもたちの「学ぶ権利」が奪われることになるのは明らかです。さらに、「生徒獲得」のための不正常な学校間競争は、教育をゆがめます。

国連からも「過度に競争的」と批判されている日本の教育制度のもとで、圧倒的多数の府民の願いは、さらなる競争の強化などではなく、希望するすべての子どもたちの「学ぶ権利」の保障、ひとり1人に行き届いた教育の実現です。

条例案は、「民意」の名のもとに、学校現場を弱肉強食の市場原理に投げ込み、子どもたちを犠牲にするものです。

条例案は、「民意を反映する教育行政」「公務員組織をふつうの組織に」などと、教育をめぐる問題が、もっぱら現場教職員や教育委員会制度のせいであるかのように描いています。しかし、教育を良くするために最も重要なのは、予算や人員配置など、教育条件を整備することです。この間の府政、とりわけ橋下知事による府政は、教育予算を過去最低にまで縮小し、教職員を相次いで削減するなど、教育条件を乱暴に切り下げてきました。そうした中でも、子どもたちの教育のためにと、長時間過密労働のもと自らを犠牲にしながら奮闘しているのが大多数の教職員の実態です。教育条件整備という自らの責任を棚上げにし、教職員・職員に責任を転嫁するなど、あってはならないことです。

以上述べたように、橋下知事・大阪維新の会の条例案は、府民の教育への期待を逆手にとって、大阪の府立高校教育をゆがめ、子どもたちの「学ぶ権利」を奪う、教育破壊です。選挙時の公約にもなく、府民合意もないこのような暴挙を、「数の力」で押し通そうとすることは許せません。府高教は、条例案の撤回に向け、オール教育現場の共同はもとより、広範な父母・府民との共同、全国の仲間との共同を大きく広げ、たたかいに全力をあげるものです。